

令和6年度地域連携プロモーション事業における記事コンテンツ制作委託業務仕様書

この仕様書は、一般社団法人 長野県観光機構（以下「委託者」という。）が行う、令和6年度地域連携プロモーション事業（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定める。

1 業務名

令和6年度地域連携プロモーション事業における記事コンテンツ制作委託業務

2 業務目的

令和6年度地域連携プロモーション事業（ローカルヒーロー&地域応援プロジェクト）は、国内屈指のアウトドアフィールドを舞台に地域観光イノベーションを牽引する人・施策等にフォーカス当てた記事を制作し、長野県（信州）が誇る「自然に恵まれた長野県の魅力」を発信する事業である。

本業務では、Go NAGANO 長野県公式観光サイトにより、夏～冬の各季節に適合する観光情報発信記事制作を基本とする。そこで今件は秋～冬シーズンにおける長野県のアウトドア文化の認知度・知名度・イメージ・注目度の向上と話題づくり、そして観光誘客となるプロモーションの実施を目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

4 本業務の内容

受託者は、これまで当機構が実施してきた地域連携プロモーション業務の成果を踏まえ、さらなる認知度等の向上を見込めるよう、また、これまでの地域連携プロモーション業務では届いていなかったZ世代層にも広まるよう、企画段階から創意工夫をこらして本業務を行うものとする。

(1) 記事制作

- ア 下記(2)(3)に記載するテーマ、概要による特集記事の制作
- イ 企画ディレクション(企画、記事構成、取材先調整)
- ウ 取材
- エ 撮影(画像素材手配、収集含む、写真数10枚以上とし全て撮りおろしが基本)
※天候の都合で撮影が不可能な場合は行政または観光局・協会からの提供も認める。
- オ ライティング(各テーマ3,000文字以上)

(2) 対象とするアウトドアアクティビティ記事制作3テーマ

- ア 登山・トレッキング（初級者～中級者レベル対象）
- イ サウナ・キャンプ（サウナ施設とキャンプ施設が併設された場所が望ましい）
- ウ スノー（スポーツカテゴリーに限定しない）

(3) コンテンツの概要

- ア ローカルヒーローの紹介
- イ 各アクティビティの紹介
- ウ 体験レポート
- エ 現地に訪れた観光客及び移住者のインタビュー

＊テキスト、写真、イラスト等による構成

(4) 効果測定

成果品納入毎に効果測定を実施しその結果を当機構へ提出すること。効果測定の成果報告書の様式は限定しない。提出期日は各成果品納入から原則3か月後とする。

ア WEB アンケートの実施

ターゲット：20～40 代

アンケート調査対象数：100 人程度

イ アクセスデータ分析(記事配信結果の集計)

表示回数、ユーザー数、エンゲージメント時間、ユーザー属性など

(5) 納品期日

上記(2)ア：令和6年11月29日(予定)

イ：令和6年12月27日(予定)

ウ：令和6年3月28日

(6) その他

上記の(1)から(5)までに関連がある業務

5 委託料

「登山・トレッキング」特集記事制作費	1,173,334 円(目安)
「サウナ・キャンプ」特集記事制作費	1,173,333 円(目安)
「スノー」特集記事制作費	1,173,333 円(目安)
合計	3,520,000 円以内

6 成果物

(1) 提出書類(A4判任意様式)

業務完了報告書

業務完了報告書は日本工業規格A4判で、単色刷、簡易製本とする。ただし、写真や図などを掲載する場合については、カラー印刷とすること。様式は任意とする。

また、情報発信した内容を記録したデータをDVD等で当機構の確認用として1セット提出することとする。また、成果品として、数年にわたり当機構・長野県で活用できるよう、ドキュメント、映像、画像に係る肖像権・著作権処理を済ませたもので、所有権はすべて当機構に属するデータを記録したDVD等で1セット提出すること。

(2) 提出期限

令和7年3月28日(金)

(3) 提出先

一般社団法人長野県観光機構 TX デザイン部

7 その他留意事項

- (1) 本事業の実施に当っては、委託者と受託者が相互の協力体制で行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議する。
- (3) 本業務を遂行するに当たり取り扱うこととなる文書、情報の管理を徹底すること。
- (4) 本業務を遂行するに当たり必要な費用は、原則としてすべて受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ならない。

- (6) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて仕様するものを除き、長野県観光機構に帰属するものとする。
- (7) 受託者は事業を履行するに当り、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (8) 本事業の内容及び調査の遂行上知り得た秘密事項は、長野県観光機構の承認を得ないで他に漏らしたり、その他の目的に利用したりしてはならない。